

# 川西市水道メーター設置基準

令和4年2月改訂

川西市上下水道局

# 川西市水道メーター設置基準

## 1 メーターの設置

水道メーター（以下、「メーター」という。）は、原則として1給水装置に1個を設置する。

- (1) 一つの建造物ごとに1個のメーターを設置することを原則とする。
- (2) 一つの建造物であっても構造上または利用上独立して使用される区画に給水装置を設ける場合は、それぞれに1個のメーターを設置することができる。例) 3階建以下共同住宅等  
ただし、2世帯住宅の場合は、構造上独立していない建物であっても、生活の本拠として各戸が世帯単位に必要な機能を有する場合(台所、トイレ等)に限り、2個のメーターを設置することができる。
- (3) 使用目的が同じでも、使用量が季節によって極端な差異が想定される場合など、管理者がやむを得ないと認めたものについては、2個以上のメーターを設置することができる。
- (4) 一つの建物においても、建物内に給水しない散水栓については別途メーターを設置することができる。

## 2 器種と口径

川西市水道事業において使用するメーターの器種及び口径は、次のとおりとする。

口径150mm以上のメーターは、川西市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。

器 種	口 径
接線流羽根車式メーター	13・ 20・ 25
縦型ウォルトマン水道メーター	40・ 50・ 75・ 100

## 3 口径の決定

- (1) メーターの口径は、当該給水装置の給水栓の設置箇所数、または使用水量によりメーター適正流量範囲以内のものを決定する。
- (2) メーターの口径は、原則として配水管(又は給水管)からの分岐口径の範囲内とする。
- (3) メーターの口径、および器種の決定は管理者が行う。

## 4 設置方法

- (1) メーターの設置場所は、当該給水装置所有者等の敷地内で、道路または通路から直接容易

- に検針、点検および取替え等、維持管理に支障のない場所としなければならない。
- (2) メーターは湿気が多く、排水がよくない場所、物置・車庫等の暗い場所や諸物の置かれやすい場所および浄化槽、汚水ます、ゴミステーション等のメーターの汚染、埋没等の恐れのある場所に設置してはならない。
  - (3) 店舗棟の場合で、営業等には陳列棚その他の商品等の下になる恐れのある場所に設置してはならない。
  - (4) 私道（進入路）または敷地内であっても、車両等の重量物の通行する場所や、通行の恐れのある場所に設置してはならない。
  - (5) メーターの損傷、凍結等の恐れがない位置であること。
  - (6) メーターは丁寧に取扱い、常に上部を上にして水平に取り付け、水の流出方向に注意して設置すること。
  - (7) メーターは、管理者が定めるメーターボックス内に設置し、点検および取替え作業が容易に行えるように設置すること。
  - (8) 3階以上、またはメーター取り外し時に戻り水がある恐れのある場合は、メーター2次側に逆止弁付止水栓を設けること。
  - (9) 口径25mm以上の直結式で、下記の場合はバイパスユニット式とすること。
    - 直結増圧方式
    - メーター交換時の断水に支障のある場合
  - (10) 複数のメーターを設置する場合で、かつ設置スペースが狭小等やむを得ない場合において、複式メーターユニットを設置することができる。
  - (11) 共同住宅の場合、メーターボックス内に部屋番号等を明示すること。

## 5 メーターボックス

- (1) メーターボックスの標準は、「給水装置工事基準」のとおりとする。
- (2) 口径40mm以下のメーターボックス本体および蓋に使用する材質は、鋳鉄製、FRP製等とする。
- (3) 口径50mm以上のメーターボックス本体および蓋に使用する材質は、コンクリート製、蓋においては鋳鉄製を基本とする。ただし、車などの重量物が超過しないことが認められる場合においては、FRP製を認める。
- (4) 口径50mm以上の蓋については、小窓付きの蓋とすること。

## 6 維持管理

メーターの管理は、上記設置場所・設置方法を遵守し、常に正確な計量が行えるよう使用者が注意をもって行うこと。また、メーターに異常を感じたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

## 7 禁止行為

- (1) 使用者等において、メーター取り外し、取替等をしてはならない。
- (2) メーターを破損させてはならない。故意により破損させた場合は弁償しなければならない。
- (3) メーターボックスの上に、物を置くなどして、検針および点検等の支障となるようなことをしてはならない。
- (4) 配水管からメーター以降50cmの範囲内に磁気活水器等を設置してはならない。

## 8 雑則

- (1) 各戸検針契約を行う、受水槽（または直結増圧）以降のメーター（以下、「子メーター」という。）を設置する場合は、管理者と協議すること。  
なお、各戸検針契約を結ぶ場合は、非常用給水栓を設けるためのメーターを別途設けること。
- (2) この基準に定めのない事項については、管理者が別に定める。